

# 告示

埼玉県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

キャメリア

埼玉県川口市本町四丁目五番二十六号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県川口市本町四丁目三百二十四番地

（変更後）埼玉県川口市本町四丁目五番二十六号

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）齋藤悦子 東京都品川区大井五丁目三番二十一号

メゾン・ラファイネ三百十三

田中幸子 埼玉県さいたま市中央区上落合六丁目九番三十七

二百八号

（変更後）齋藤悦子 北海道千歳市幸町六丁目十八番地の二

田中幸子 東京都練馬区南大泉二丁目五番二十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 外 計六者

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計五者

## 八 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## 二 届出年月日

平成二十二年十二月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課